

労働安全衛生法に基づく免許を申請される皆様へ

労働安全衛生法に基づく免許の申請に関して、以下の通り変更点がありますので、ご留意ください。

原本確認の変更について

労働安全衛生法に基づく免許証申請に係る原本確認については、令和5年8月29日から、以下のとおり変更いたします。

項目	改正前	改正後
労働安全衛生法に基づく免許証を返却せず、手元に残す場合	最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署で原本証明を受け、原本証明書を添付	
本人確認証明書等の写しの添付	自動車運転免許証、マイナンバーカード等の写しの添付（原本証明は不要）	
無試験で安全衛生法関係免許申請を行う場合に資格を有することを証明する書類の写しの添付	書類の原本確認が必要	書類の原本確認は不要

また、住所変更の際に、**現行の免許証に記載の住所が記載されている書類の提出が不要**となります。

免許証送付用封筒に貼付ける切手の金額の変更について

令和6年10月1日から郵便料金に変更され、労働安全衛生法に基づく免許証の発送のための郵便料金（定型郵便、25グラム以内、簡易書留）が434円から**460円**に引き上げられる予定です。

合計が次の金額となるように切手をお貼りください。

申請日（郵送等の場合は消印日）が

令和6年9月17日以降の場合 460円

令和6年9月16日以前の場合 434円



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署